

鹿児島市交通局電車清掃業務委託契約仕様書

令和6年度
電車事業課

この仕様書について、「新型車」は100・1000・2000・9000・7500形、「旧型車」は500・600形、「連接車」は7000形を示す。

1. 業務場所

鹿児島市上荒田町37番20号 鹿児島市交通局 神田車両基地内

2. 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。但し、日曜日は除く。業務時間については、8時30分から12時30分までとするが、車両数が増えた場合はこの限りではない。

3. 作業人員は、業務に支障のない程度の人員を配置すること。

作業においては、責任者を定め、作業内容の確認を行うとともに事故防止に努めること。また、責任者においては、発注者からの作業における指示事項を全作業員に伝達し、作業員の作業状況を把握するとともに、作業状態の最終確認を行い引き渡すこと。

4. 業務内容は、次のとおりとする。

(1)発注者が所有する電車の車内外の清掃を行う。

(2)清掃作業は、別紙「電車車内・車外清掃作業基準」及び「新型車及び連接車清掃作業特記事項」に従い確実にを行うこと。

(3)1車両につき毎月1回、次の①及び②の作業を行うこと。

①発注者の指定する消毒及び殺虫剤にてシート下、車内の消毒及び殺虫を行い、運転席に備え付けてある消毒確認表に、施工年月日の記入及び捺印をすること。

②発注者が貸与するポリシャーと、支給する窓専用ガラス研磨剤を使用して、運転席正面及び左右小窓の研磨を行うこと。

①及び②の作業を行った場合は、毎日作業後に提出する「電車清掃作業完了報告書」にチェックマークを書き入れること。

5. 洗車場においては、次のことを注意し、作業を行うこと。

(1)1両毎作業後に、洗車用ホースの処理及び清掃用の前後の足場の確認をすること。

(2)車両の清掃を行う際は、事故防止の為、いかなる場合も車両の電源を切って作業を行うこと。

(パンタグラフを降下、メインスイッチを切る)

(3)屋根清掃を行う際は、架線電源スイッチを切り、架線電源表示灯が「切」の表示になったこ

とを確認し作業を行うこと。

(4)電車の内外の塗装面は損傷しないこと。

(5)洗車ホースの先にはストップ付ノズルを設置すると共に節水に心がけること。

6. この業務に必要な洗剤、消毒液及び殺虫剤、ホース等の作業用具等は、受注者の負担とするが、正面及び左右小窓専用ガラス研磨剤及びポリシャーは発注者が支給及び貸与するものとする。

なお、洗剤については車両の汚れに適合したものを使用することとし、適合しない場合は速やかに交換等の処置を講じること。

7. この業務で使用する洗車場は発注者が貸与する。ただし、電車正面及び小窓清掃用足場（脚立等）については受注者が準備するとともに適切な管理を行うこと。

8. 施設の使用について次のことを注意すること。

(1)受注者は、その使用にあたっては取り扱いに十分注意し、安全かつ確実な方法で業務が遂行されるように適切な現場管理を行うこと。

(2)汚泥の清掃については、洗車場の排水溝、貯水場は四半期ごとに、分離層については年1回実施すること。

(3)作業員用詰所については週に1回以上の清掃を行い常に清潔な状態を保つこと。また、汚損・破損等のないよう心掛けるとともに、汚損・破損等があった場合は、受注者の責任で現状回復を行うこと。また、業務上不要な私物の持ち込みは行わないとともにゴミの処分は受注者が行うこと。

9. 作業予定車両数は、新型車1252両 旧型車313両 連接車96両とするが、増減があるので対応できるようにすること。

10. 受注者は、業務を処理するにあたって、その作業員に不都合な点があると発注者から指摘があった場合は、速やかに是正その他、必要な処置を講ずること。

(1)受注者は、作業員の風紀、衛生その他身元一切に関して責任を負うこと。

(2)受注者は、作業員が休暇、遅刻、早退したときは、交代の作業員を遅滞なく配置すること。

(3)受注者は、業務にあたり施設、機械器具、車両及び同設備等に損害を与えた場合は速やかに車両係員に届出を行い、事故報告書を提出するとともに、全ての責任を負うこと。

11. 受注者は、契約締結後速やかに作業員名簿（氏名、年齢、作業経験年数、採用年月日等を記載）を発注者に提出するものとし、作業員に異動が生じたときは、直ちに異動届を提出すること。

- 1 2. 作業員は常に服装を正し、作業を安全かつ確実に行うこと。
 - (1)作業員は、常に言語、態度に留意し、他人に不快の念を与えないように努めること。
 - (2)作業中は、安全具（ヘルメット、安全靴、防塵マスク等）を必ず着用し、事故防止に努めること。
- 1 3. 作業中に遺留品を発見した場合は、速やかに発注者に届け出ること。
- 1 4. 発注者の敷地内には、受注者作業員用の駐車スペースがないことから、発注者の敷地内への自家用車の駐車はしないこと。
- 1 5. 受注者は、この仕様書に記載された事項について認識し、作業員に周知徹底させること。
- 1 6. 受注者は、作業完了時に「電車清掃作業完了報告書」（様式 1 B6 サイズ）及び、月初めに先月分の「業務実績報告書」（様式 2 A4 サイズ）を速やかに提出すること。
- 1 7. 労働環境の確認に関する特記事項
 - (1)受注者は、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員に係る労働環境に関し、発注者指定の「労働環境に係る調査票」を記入し、本契約締結後及び履行完了後速やかに提出するものとする。
 - (2)発注者は、「労働環境に係る調査票」の内容に疑義が生じたときは、受注者の事業所等において、関係書類の確認、本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員からの聞き取り調査等を行うことができるものとする。
 - (3)発注者は、(2)の結果、受注者の本契約の履行に従事する従業員及び従事した従業員の労働環境が不適切であると認められる場合は、受注者に対し改善を指示するものとし、受注者は、当該指示により行った改善の内容を記載した報告書を発注者に提出するものとする。

※契約については単価契約とする。

【電車車内・車外清掃作業基準】

〔車内〕

区分	作業部位	作業方法
両替器 IC機器	両替器・各IC機器の外表面、両替投入口（透明板）・両替受皿・金庫取手	水拭き後、乾布拭き仕上げ
運 転 席	デスク及び左右の機器 （各スイッチ部・モニター等）	はたき掛け（汚れの状況によっては掃除機を使用）
	デスクカバー及び圧力計、内側硝子面、方向幕箱、ミラー	水拭き後、乾布拭き仕上げ
シ ー ト	運転席及び客室シート及び背受面	掃除機を使用 汚損箇所は洗剤を用い除去し、水拭き後、全面乾布拭き仕上げ
	運転席及び客室シート台枠及び肘掛け	水拭き後、乾布拭き仕上げ
床 面	床・点検蓋・出入口ステップ	ほうきで掃いた後、水拭き （汚れの状況によっては掃除機及び洗剤を使用）
客 装 室 具	各ミラー・天井板・冷房ダクトの吹出口及び吸い込み口カバー・暖房器具	水拭き後、乾布拭き仕上げ（汚損箇所は洗剤を使用）
	押し釦・スピーカー・予備灯・天井灯・天井吊広告・その他広告枠	はたき掛け又は乾布仕上げ
	柱・ドア・窓硝子及び窓枠・カーテン（布式を除く）・カーテンカバー・腰板・握り棒・吊り革・広告枠・仕切板・各灯具のカバー	水拭き後、乾布拭き仕上げ（汚損箇所は洗剤を使用）
消毒・殺虫	運転席並びに客室シート及び背受面・シート下・床面	毎月1回、消毒剤及び殺虫剤を散布

〔車外〕

区分	作業部位	作業方法
屋 根	屋根・屋根上機器	ブラシ及び洗剤を使用して洗浄 パンタグラフ側は、特に入念に洗浄 ※各機器箱内には、水をかけない ※屋根上にたまった水は排除 ※毎回洗浄
窓 硝 子	運転席窓硝子及び側面ガラス	洗剤で入念に洗い、水で流した後、水切りゴムで水滴を完全に拭き取る ※運転席正面及び左右小窓硝子については、月に1回、ガラス研磨剤とポリッシャーにて研磨 ※窓枠ゴムは損傷しないこと

区分	作業部位	作業方法
外板	側板・窓柱等全面	洗剤で入念に洗い、水で流した後、水切りゴム等で水滴を完全に拭き取る
	緩衝器（バンパー）・排障器（エプロン）・前照灯・尾灯・制動灯	洗剤で入念に洗い、水で流した後、水切りゴム等で水滴を完全に拭き取る

【新型車及び連接車清掃作業特記事項】

（電車車内・車外清掃作業基準と併用して行う）

[車内]

区分	作業部位	作業方法
客室	1000・7000・7500 形車両の連接部幌内側・ 1000・7000 形連接部空調吹き出し口	水拭き （汚損個所は洗剤を用い除去）

[車外]

区分	作業部位	作業方法
屋根上	運転席上部	洗剤で入念に洗い、水で流した後、水切りゴム等で水滴を完全に拭き取る
外板	1000・7000・7500 形車両の連接部幌外側	洗剤で入念に洗い、水で流した後、雑巾等で水滴を完全に拭き取る